

令和 3 年第 6 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和3年6月10日(木) 午後3時00分から午後3時35分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	大野 久男
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	芝野 茂
	2番	長谷川 貴子
	3番	杉田 裕
	4番	小川 博
	5番	岩井 秀喜
	6番	鈴木 薫

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配
分計画(案)に対する意見について

議案第4号 「令和2年度栄町農業委員会活動計画の点検・評価」及び「令
和3年度栄町農業委員会活動計画」について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(10名)

日暮 秀男 竹本 昌男 麻生 洋 藤崎 敦之 加藤 昌宏

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 小川 和男

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和3年第6回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、5番 岩井秀喜委員、6番 鈴木薫委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1についてご説明させていただきます。

場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、北字北、地目は登記簿・現況共には田、農振農用地で面積は694㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。譲受人の労力総数は3人、申請事由は、譲渡人が規模縮小になり、譲受人は経営規模の拡大を図るものでございます。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地の周辺は水田地帯になり、譲受人は許可後もこれまでどおり水稻を作付けする計画であり、問題はないと思われ
ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○1番（芝野茂）

今回、申請された北の農地について、現地を確認したところ水田として利用されていた状況でした。適正に管理されていて、特に問題はないと思われ
ます。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の大塚さんから、ご発言がありましたら願
います。

○農地利用最適化推進委員（大塚健男）

問題ないと思われ
ます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願
います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求め
ます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決
定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号4までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ 議案第2号整理番号1から整理番号4までについてご説明いたします。

場所につきましては、6ページから10ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字向芝、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は813㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が布太字上羽生、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,970㎡他6筆で、合計11,965㎡です。

続いて、整理番号3 農地の所在が酒直字船戸埜、地目は登記簿が原野、現況は田、面積は395㎡他9筆で、合計4,684㎡です。

最後に、整理番号4 農地の所在が酒直字船戸埜、地目は登記簿が原野、現況は田、面積は555㎡他9筆で、合計5,405㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は、整理番号1と2が令和3年6月21日から令和13年6月20日までの10年間で、整理番号3と4は令和3年6月21日から令和23年6月20日までの20年間となっております。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により4名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号2については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号3を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号3については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

最後に、議案第2号整理番号4を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号4については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号3について、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、11ページ、議案第3号整理番号1から整理番号3までについてご説明いたします。

場所については、先ほどの議案第2号と同じになりまして、6ページから8ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字向芝、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は813㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が布太字上羽生、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,970㎡他5筆で、合計11,635㎡です。

最後に、整理番号3 農地の所在が三和字上耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は330㎡です。

内容は、使用貸借権又は貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は整理番号1が無償で、整理番号2と3は1.5俵になります。期間は全て令和3年6月21日から令和13年6月20日

までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この3件の借受人については、地域の担い手農家や認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

最後に、議案第3号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第3号整理番号4について、を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、整理番号4については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席を願

いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、13ページ、議案第3号整理番号4について、ご説明いたします。

場所については、14ページをご覧ください。

農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,871㎡他2筆で、合計6,608㎡です。

内容は、貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アールあたりの賃借料は1.5俵、期間は令和3年6月21日から令和10年1月21日までとなっております。既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人千葉県園芸協会が、「転貸人」となり、農用地の再配分を行なうものです。この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号4について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号4については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。小川川委員は、入室して着席をお願いします。

○議長（大野久男）

次に、議案第4号「令和2年度栄町農業委員会活動計画の点検・評価」及び「令和3年度栄町農業委員会活動計画」についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局（小川浩昭）

本件は、令和2年度に作成した栄町農業委員会活動計画の点検と評価を行うとともに、令和3年度の栄町農業委員会の活動計画を策定するものでございます。

この計画は、農業委員会の適正な事務指針の中で策定が義務づけられておりまして、

毎年度策定するものでございます。

それでは「令和2年度の当農業委員会の活動の点検・評価について」から説明させていただきます。

はじめに、15ページ、令和3年3月31日現在の「Ⅰ農業委員会の状況」ですが、耕地面積等の面積、各種の農家数、農業就業者数などについては、耕地及び作付面積統計や農林業センサスに基づいた数値となっておりますのでご確認ください。

次に、農業委員会の体制ですが、当町は、平成28年4月より新制度に基づく体制となっており、農業委員8名、農地利用最適化推進委員10名の体制で活動していただいております。

次に、16ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、1現状及び課題に記載した令和2年4月現在のこれまでの集積面積は、414haで、集積率は29.2%となっております。

続いて、2令和2年度の目標及び実績は、集積目標面積454haに対して、集積実績が445haとなり、98.0%の達成状況になりました。

続いて、3目標の達成に向けた活動ですが、主な活動として、請方地区等の関係者と話し合いを重ねながら担い手農家への推進、土地改良区の会議に参加して農地中間管理事業の説明、農業委員、農地利用最適化推進委員の方に対しての研修会などを行ったものでございます。

続いて、4目標及び活動に対する評価ですが、請方地区等を中心に農地中間管理事業を活用した集積を進め、年間の目標面積40haに対して、集積実績が約31haとなり、概ね目標に近い集積面積となりました。

次に、17ページ、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、2令和2年度の目標及び実績欄をご覧ください。参入目標1経営体に対し、新たな農業経営を営もうとする者の参入はありませんでした。

続いて、3目標の達成に向けた活動ですが、農業委員・推進委員から意欲のある農業者の情報収集を行うとともに、年間を通じて町農政部局と連携して参入を希望する者に対し支援を続けております。

続いて、4目標及び活動に対する評価ですが、町農政部局と連携して目的達成に向けて認定新規就農者の推進を図っていく必要があると考えております。また、引き続き、農業委員や推進委員の皆さんに地域の情報収集にご尽力をお願いしたいと考えております。

次に、18ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、令和2年4月現在の遊休農地面積が24.0haあり、令和2年度の解消目標面積をその1割の2.4haとしましたが、解消面積は1.4haで、達成状況は58.3%でした。遊休農地を解消した面積は1.4haありましたが、新規に1.5haの遊休農地が発生してしまい全体では0.1haの増加となり、令和2年度末の遊休農地面積は24.1haとなりました。

続いて、3目標達成に向けた活動については、農業委員、推進委員の皆さんにご協力いただき、8月から農地利用状況調査からスタートし、利用意向調査、農地パトロールなどを行いました。

続いて、4活動に対する評価としましては、遊休農地の解消につながるよう継続的な指導などが必要であると考えております。

次に、19ページ、「V違反転用への適正な対応」ですが、令和2年4月現在の違反転用面積は0.1haとなっております。3活動計画・実績及び評価ですが、活動としまして、リーフレットの配布や印旛農業事務所と合同のパトロール等を実施したところです。今後も違反転用の監視活動を継続するとともに、農地所有者への直接的な啓発を行うことが必要と考えております。

次に、20ページ、「VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが、1農地法第3条に基づく許可事務が15件の申請がありまして、全て許可しております。審議結果等の公表は、議事録に記載のうえホームページで公表しております。処理期間については、標準処理期間30日のところを平均15日で処理した結果となっております。2農地転用に関する事務については、5件を処理し、審議結果等の公表は、同様に議事録に記載のうえホームページで公表しております。処理期間については、標準処理期間60日のところを平均17日で処理した結果となっております。

続いて、21ページ、3農地所有適格法人からの報告の対応ですが、町には4法人ございまして、うち2法人から報告書の提出がありました。報告書を提出しない法人については、引き続き電話や文書により提出を求めているところでございます。4情報の提供等については、記載のとおり賃借料情報については町ホームページでの公表と事務局窓口で提示をしております。また、権利移動等の件数は事務局窓口で情報提供しております。

続いて、22ページ、「VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、記載されている項目についての要望・意見はありませんでした。また、「VIII事務の実施状況の公表等」についてですが、総会の議事録の公表や活動計画の点検・評価の公表は、ホームページで公表しております。

続きまして、「令和3年度栄町農業委員会活動計画」についてご説明いたします。

はじめに、23ページ、令和3年4月1日現在の「I農業委員会の状況」ですが、先ほど令和2年度の点検・評価で説明した内容と同じになり、1農家・農地の概要につきましては、統計や農林業センサスなどに基づいた数値を記載しております。農業委員会の体制については、記載のとおりです。

次に、24ページ、「II担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、2令和3年度の目標及び活動計画欄をご覧ください。令和3年度の目標集積面積は、493haで新たに48haを集積するという計画にしております。この目標面積については、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」と整合性を図るものでございます。活動計画につきましては、北辺田矢口地区等に対し町農政部局と連携して、担い手への集積を推進するとともに、土地改良の推進地区の会議に出席して、中間管理事業を説明し集積を推進していくものでございます。また、推進委員が担当地区内の農家の相談に対応し集積を推進していくこととしています。

次に、「III新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、昨年度と同様に1経営体の参入を目標としております。活動計画については、農業委員・農地利用最適化推進委員に新規就農を考えている方などの情報をいただくこと、それから町農政部

局と支援体制をとっていくこととしています。4月現在、青年等就農計画の認定を町から受けた方が2名、また新規就農を目指し蓮農家で研修をされている方も2名いる状況でございます。

次に、25ページ、「IV遊休農地に関する措置」についてですが、1現状の遊休農地面積が24.1haで、2令和3年度の目標及び活動計画は、2.4haの解消を目指す計画としております。目標設定の考え方は、令和3年3月現在の遊休農地面積の1割を解消するものとしております。活動計画につきましては、昨年度と同様に、8月から利用状況調査などをしていくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。また、その後、所有者の意向調査を行い、所有者への指導、さらには新たな遊休農地や耕作条件の比較的良好な農地などのあっせんができればと考えております。

最後に、「V違反転用への適正な対応」ですが、違反転用面積が拡大しないようパンフレット配布等の広報活動やパトロールの実施などの活動計画をたてさせていただきました。

以上、説明とさせていただきますが、令和3年度の目標、計画が達成できるよう農業委員、農地利用最適化推進委員・事務局の連携・協力体制が不可欠でありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、私から一言よろしいでしょうか。農家の後継者不足などにより今後、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、農地が耕作されないような所も出てくると思います。そのよう中、新規就農を志す方がいることは、我々としてもありがたいことでもあります。ここにいる皆さんが話しかけやアドバイス等の手を差し伸べ将来の農業者を育てていって頂きたいのでよろしくお願いいたします。それでは採決します。議案第4号「令和2年度栄町農業委員会の点検・評価」及び「令和3年度栄町農業委員会活動計画」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第4号については、原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、26ページ、報告第1号整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、14ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,871㎡他2筆で、合計6,608㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日は記載のとおりです。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第6回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時35分閉会